

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）に係る資料提出

2. 日時：令和4年2月18日 16時00分～16時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

服部安全審査専門職、岩崎安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他1名

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設置変更許可申請書について、補足説明資料の一部が提出された。

(2) 原子力規制庁から、本日提出のあった補足説明資料も含めて引き続き確認するとともに、必要に応じて指摘等を行っていく旨を伝えた。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設置許可基準規則等への適合性について設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））＜補足説明資料＞
- ・ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合性について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 原子炉設置変更許可申請【所内常設直流電源設備（3系統目）設置】指摘事項に対する回答
- ・ 発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項2号（経理的基礎に係る部分に限る）への適合性について
- ・ 発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について

- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 補足説明資料
- ・ 発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について